

## 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

### この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面は、お客様と当社の間で行う投資信託の取引について、その取引の概要や販売会社である当社の概要および手数料等について記載されています。

#### ◆クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しましては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### ◆手数料など諸費用について

ファンド名	トラノコ・ファンドⅠ＜愛称：小トラ（KO-TORA）＞ トラノコ・ファンドⅡ＜愛称：中トラ（CHŪ-TORA）＞ トラノコ・ファンドⅢ＜愛称：大トラ（DAI-TORA）＞
お申込手数料等	お申込手数料はありません。 ただし、おつりで投資「トラノコ」の <u>月額利用料</u> として <u>300円（税込み）</u> ※ <sup>1</sup> を徴収いたします。 月額利用料は、原則として、毎月の投資額締め日に翌月分の月額利用料の支払い課金を確定し、その月のおつり投資と併せて、翌月6日（休業日の場合は翌営業日）※ <sup>3</sup> の口座引き落とし日に、お客様の登録した銀行口座から引き落とされます。
スイッチング手数料	スイッチングに係る手数料はありません。
換金手数料等	換金手数料はありません。 ただし、換金額の出金時に、 <u>出金手数料として300円（税込み）</u> ※ <sup>2</sup> をいただきます。
信託財産留保額	ありません。

※1 月額利用料は、お取引の有無や金額の大きさに依らず固定額になります（毎月）。

※2 出金手数料は、お取引の金額の大きさに依らず固定額となります（出金時）。

※3 お客様登録の引落口座がドコモ口座の場合は、翌月第1営業日又は当社が別途指定する日にお引落となります。

#### ◆トラノコにおける取引の留意点

購入時の留意点	トラノコでは、月 1 回のお申込みとなります。毎月 6 日（休業日の場合は翌営業日）を自動引落日とし、当該自動引落日の 6 営業日前の前日の午後 3 時を投資承認の期限とします。また、当該投資承認のお申込み分に係る購入申込受付日 <sup>※4</sup> につきましては、自動引落日から起算して 4 営業日目となります。
換金時の留意点	トラノコでは、換金のお申込みは毎ファンド営業日（申込不可日は休業日とする）の午後 3 時を申込期限として受付けます。 なお、換金の申込みをした場合、お申込みから 8 日間は新たな換金のお申込みはできません。
スイッチング時の留意点	トラノコでは、お客様が投資先ファンドの切替えのお申込みを行った場合、切替え前の投資先ファンドの全保有口数につきましても、当該切替後の投資先ファンドへスイッチングのお申込みを行ったものとします（したがって、同時に 2 つ以上のトラノコ・ファンドを保有することはできません）。毎月 6 日（休業日の場合は翌営業日）から起算して 2 営業日後の午後 3 時を当該ファンドの切替え及びそれに伴うスイッチングのお申込の期限とします。スイッチングについては、上記申込期限日の翌営業日の基準価額で換金を行い、当該換金代金（税控除後）をもって、上記申込期限から起算して 4 営業日目の基準価額で購入を行います。（特定口座（源泉徴収あり）の損益通算の結果、還付金が発生した場合には、換金代金に当該還付金を加算した額を購入代金とします。） なお、当該お申込みをした場合、当該お申込期限から起算して 5 営業日目の午前 9 時までの間はファンドの切替え及びそれに伴うスイッチングのお申込みはできません。

※4 ドコモ口座によるお引き落としの場合も、同日の購入申込受付日となります。

#### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

#### 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 2 項の規定に基づく第二種金融商品取引業および金融商品取引法第 28 条第 4 項の規定に基づく投資運用業です。当社において、ファンドのお取引を行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、当社にて振替決済口座を開設することが必要となります。
- お取引につきましては、お客様が指定された金融機関口座より、毎月6日（休業日の場合は翌営業日）に自動引落としによる口座振替を行い当該引落日から起算して4営業日目をお申込受付日といたします。
- お申し込みをされたお取引が成立した場合には、契約締結時交付書面である取引報告書を、原則として電磁的方法によりお客様に交付いたします。
- お取引をされたお客様には、原則として電磁的方法により、取引報告書のほか、取引残高報告書を、3か月（直近に取引残高報告書を作成した日から1年間、お客様との間でお取引が成立しておらず、または当該受渡しを行っていない場合であって、投資信託の残高があるときには、当該日から1年を経過する日）ごとに交付いたします。

## 当社の概要

- 商号等 : TORANOTEC 投信投資顧問株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第384号
- 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 小山 卓也
- 加入団体 : 一般社団法人 投資信託協会  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- 主な事業 : 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業
- 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 : 当社は加入協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。
- 設立年月日 : 平成10年7月31日
- 資本金 : 5億9,430万円
- 本店所在地 : 〒105-6027  
東京都港区虎ノ門四丁目3番1号  
城山トラストタワー27階
- お問い合わせ先 : TORANOTEC 投信お問い合わせ窓口  
（電話）03-6432-0782
- 営業時間 : 9時～17時（土日祝日、年末年始を除く）
- ホームページ : <http://www.toranotecasset.com/>

（平成30年12月）